

# 引渡し前・後の各種手続き チェックリスト

掲載内容につきましては参考として「一般的な手続き」をご説明したものです。実際のお手続きは、各都道府県・行政機関等により異なる場合がありますので、詳細につきましては必ず関係各機関にお尋ねください。



## 1ヶ月前

- 粗大ゴミの回収依頼
- 畳、家具、「大型電化製品」などの大型ゴミは通常の回収車では回収できません。市区町村の清掃担当部署に連絡して、役所が許可した処理業者を紹介してもらいます。尚、回収については有料となります。

※家電リサイクル法に基づき不要になった「エアコン・テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機の5品目」については、その製品をお買上げになった家電小売店か、同じ種類の製品を購入しようとしている小売店は引き取る義務があります。パソコンも製造メーカーによっては回収されます。詳しくは各メーカーにお問合せ下さい。尚、①収集・運搬する為の料金、②リサイクル料金はお客様のご負担となります。詳細は小売店、等にお問合せください。

◎対象外製品 <以下の製品は家電リサイクルの対象外製品です>

エアコン	テレビ	洗濯機
天井埋め込み形エアコン 壁埋め込み形エアコン 室外機に付属の工事部材	プロジェクションテレビ 液晶テレビ テレビ台 パソコン・AVモニター	衣類乾燥機 乾燥機置き台
		

- 引越し会社の手配
- FAX・コピー機などの精密機械や高級美術品などの特殊物の梱包・運搬は一般の家財と別に依頼する方が安心です。
- 学校の転校手続き（公立の小・中学校）
  - 公立小中学校の場合、引越し決定後、すぐに担任の先生に転校することを伝え、①「在学証明書」と②「教科書給与証明書」等を受取ります。
  - 公立高校の手続きは都道府県によって異なりますので、「引越し先の教育委員会」にお問合せください。
  - 私立小学校の場合は「日本私立小学校連合会」、中学校・高校は都道府県所在地の「私立・中学高等学校協会（地域によっては名称が異なります）」で、学校名、所在地、電話番号、学科などを確認し編入希望先の学校へお問合せください。
- 電話の移設・名義変更の手続き
  - 引越しが決まったら出来るだけ早く電話局に移転の連絡をして下さい（電話工事は「予約制」です）。希望により、お引越し前の番号にかけた方に引越し先の電話番号を案内するサービスがあります。※電話局への連絡は、局番なしの「116番」（通話料無料）へ。

## 2週間前

- 役所へ転出届けの提出
  - 現住所の役所へ「住民異動届（転居届・転出届）」を提出して「転出証明書」をもらいます。
  - ※必要書類は①印鑑（認印）、②本人確認書類（運転免許証、パスポート等）



○併せて下記の手続きが必要となります。 ※お客様により必要な項目が異なります

- |                                   |                                   |                                    |
|-----------------------------------|-----------------------------------|------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 印鑑登録（抹消） | <input type="checkbox"/> 国民健康保険証  | <input type="checkbox"/> 国民年金手帳    |
| <input type="checkbox"/> 母子手帳     | <input type="checkbox"/> 老人医療受給者証 | <input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 |

## 1週間前

- 電力会社へ転居連絡
  - 領収書・検針表に記載されている電力会社のカスタマーセンターへ移転の連絡を行ってください。引越し当日、係員が料金の精算に来てくれます。
- ガス会社へ転居連絡
  - 領収書・検針表に記載されているガス会社へ移転の連絡を行ってください。引越し当日、係員が料金の精算に来てくれます。※開栓の申込は引越し先のガス会社にご連絡してください。
- 水道局へ転居連絡
  - 領収書・検針表に記載されている水道局へ移転の連絡を行ってください。引越し当日、係員が料金の精算に来てくれます。
- 郵便局へ転居連絡
  - 現住所の管轄郵便局へ転出届けを提出しておく、郵便物は1年間新住所へ転送されます（無料）。郵便局にある「転居届」を遅くとも引越しの2～3日前に投函してください。
- NHKへ転居連絡
  - 領収書に記載されている事業所へ移転の連絡を行ってください。※転居先に、最近の領収書をお持ちください。
- その他の手続き

※お客様により必要な項目が異なります

- |                                     |                                      |                                       |
|-------------------------------------|--------------------------------------|---------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 金融機関の各種手続き | <input type="checkbox"/> 保険会社等への連絡   | <input type="checkbox"/> クレジットカードの手続き |
| <input type="checkbox"/> 株・各種債権の手続き | <input type="checkbox"/> 新聞の解約・変更手続き | <input type="checkbox"/> ペットの登録変更     |

## お引越し当日

- 電気の使用開始手続き
  - 電気は安全器のスイッチを入れ、安全器にハガキがついている場合は必要事項を記入し投函します。ハガキは取扱説明書一式に入っている場合もあります。
  - ガスは開栓指定日に係員が来て、入居者立会いのもと開栓します。
  - 水道はメーター横のバルブを開栓し、ハガキがついている場合には必要事項を記入し投函します。ハガキは取扱説明書一式に入っている場合もあります。
- 電話機の取り外し
  - レンタルの場合は係員が取り外しに来ます。当日までの料金は精算のうえ、電話局より引越し先に請求書が届きます。

## お引越し後

- 学校の転入手続き
  - 各教育委員会へ新しい住民票を持参し、転校先の学校指定を受け、「入学通知書」等をもらいます。
  - 指定先の学校へ①「在学証明書」②「教科書給与証明書」③「入学通知書」等を提出します。
- 住民票の異動・印鑑登録の手続き
  - 引越しして14日以内に手続きが必要です。
- 運転免許証の住所変更
  - 同じ都道府県内の場合は、最寄の警察署交通課へ免許証、住民票の写しを他の都道府県からの転居では、写真1枚が併せて必要となります。
- 自動車の登録変更
  - 引越しして15日以内に、①変更登録申請書②自動車検証③車庫証明書④住民票を管轄の陸運局事務所に届け出ます。
  - 軽自動車の住所変更は所轄の軽自動車検査協会での手続きとなります。